令和５年第１回三重県議会定例会

教育警察常任委員会

所管事項調査

1　犯罪情勢について
資料１犯罪情勢 ……………………………………………… １頁

2　犯罪対策について
資料２犯罪対策 ……………………………………………… ２頁

3　交番・駐在所の建替整備の推進と再編整備に係る基本方針等の公表について
資料３交番・駐在所の建替整備の推進と再編整備に係る基本方針等の公表 …… ３頁

4　交通安全対策について
資料４交通安全対策 ………………………………………… １０頁

5　Ｇ７三重・伊勢志摩交通大臣会合に向けた取組について
資料５Ｇ７三重・伊勢志摩交通大臣会合に向けた取組 ……………… １２頁

6　警察における働き方改革について
資料６警察における働き方改革 ………………………………… １３頁

令和５年３月８日
警　察　本　部

犯罪情勢

1 刑法犯

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	前年比
総数	認知件数	19,726	17,550	15,178	14,112	13,346	11,247	10,322	8,560	7,410	7,647	237
	検挙件数	6,048	5,395	4,865	4,557	5,717	4,964	3,829	3,591	3,421	2,953	-468
	検挙率(%)	30.7	30.7	32.1	32.3	42.8	44.1	37.1	42.0	46.2	38.6	-7.6
重要犯罪	認知件数	131	115	91	98	85	98	77	71	97	93	-4
	検挙件数	80	86	74	95	80	85	73	71	87	92	5
	検挙率(%)	61.1	74.8	81.3	96.9	94.1	86.7	94.8	100.0	89.7	98.9	9.2
重要窃盗犯	認知件数	2,687	2,342	2,085	1,947	1,681	1,197	1,268	1,015	750	840	90
	検挙件数	1,308	1,381	1,287	1,068	1,412	997	924	609	690	324	-366
	検挙率(%)	48.7	59.0	61.7	54.9	84.0	83.3	72.9	60.0	92.0	38.6	-53.4

重要犯罪とは、殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買をいいます。
重要窃盗犯とは、窃盗犯のうち、侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりをいいます。

2 特殊詐欺（暫定値）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	前年比
認知件数	107	103	126	164	205	107	79	122	110	142	32
被害額（万円）	57,880	63,140	59,280	51,960	30,550	38,960	11,840	42,820	19,250	37,630	18,380
検挙件数	34	27	32	18	29	63	34	100	37	39	2

特殊詐欺とは、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗をいいます。

3 暴力団犯罪

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	前年比
刑法犯検挙人員	125	129	107	108	97	149	99	93	75	67	-8
特別法犯検挙人員	56	53	60	43	43	39	37	26	38	24	-14
暴力団勢力	770	700	650	460	410	350	300	275	260	245	-15
団体数	27	25	24	22	23	22	21	19	18	20	2

暴力団犯罪とは、暴力団勢力（暴力団構成員、暴力団準構成員等）による犯罪をいいます。

4 薬物事犯

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	前年比
覚醒剤	検挙件数	171	175	165	151	167	160	133	142	128	96	-32
	検挙人員	133	140	128	106	99	84	85	79	77	47	-30
大麻	検挙件数	12	16	11	23	24	40	54	45	47	48	1
	検挙人員	7	11	7	18	16	28	30	31	24	22	-2
その他	検挙件数	7	9	14	12	5	5	4	8	11	15	4
	検挙人員	5	4	8	5	2	0	0	5	5	5	0

その他とは、「麻薬及び向精神薬取締法違反」、「あへん法違反」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反」をいいます。

5 来日外国人犯罪

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	前年比
刑法犯	検挙件数	295	253	314	114	150	92	146	160	124	73	-51
	検挙人員	96	77	73	51	71	67	68	92	85	59	-26
特別法犯	検挙件数	37	64	44	59	43	74	66	98	113	54	-59
	検挙人員	32	49	35	33	28	53	52	68	68	40	-28

来日外国人とは、国内に存在する外国人のうち、定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人をいいます。

資料2

犯罪対策

1　総合的な犯罪対策の推進

(1)　刑法犯認知件数の推移

ア　認知件数は平成21年以降減少していたが、令和４年は増加（前年比+237件）

イ　総数に占める割合の高い窃盗犯も平成21年以来の増加（前年比+307件）

ウ　窃盗犯のうち、手口別では、空き巣、出店荒し、自転車盗等が増加

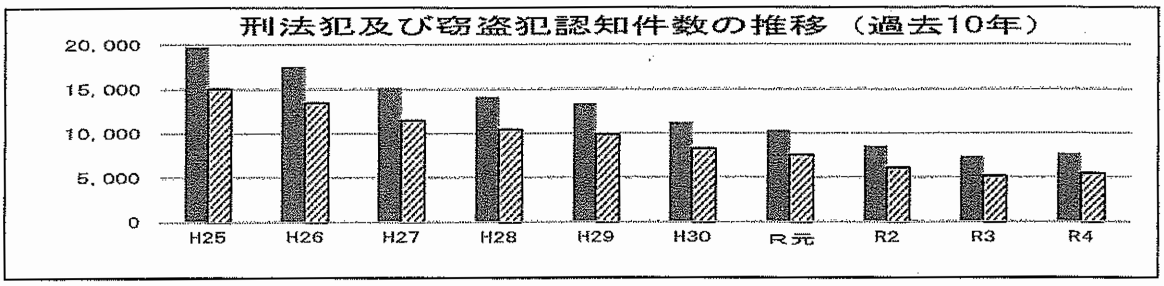

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
■刑法犯	19,726	17,550	15,178	14,112	13,346	11,247	10,322	8,560	7,410	7,647
□窃盗犯	15,044	13,453	11,448	10,445	9,831	8,248	7,545	6,106	5,140	5,447

(2)　対策

ア　発生が多い時間帯・場所等を分析し、制服警察官等によるパトロール活動を強化

イ　交番・駐在所のミニ広報紙、県警ウェブサイト等の各種広報媒体を活用した地域安全情報の発信による防犯意識の向上

ウ　ショッピングセンターや駅前等における広報啓発活動の実施

エ　「子ども安全・安心の店」認定事業所拡充による通学路の安全確保

2　特殊詐欺対策の推進

(1)　特殊詐欺認知件数の推移

ア　特殊詐欺認知件数、被害額は、平成30年以降増減を繰り返し、令和４年は増加（前年比+32件、+約１億8,380万円）

イ　令和４年中、被害者に占める高齢者（65歳以上）の割合は約８割

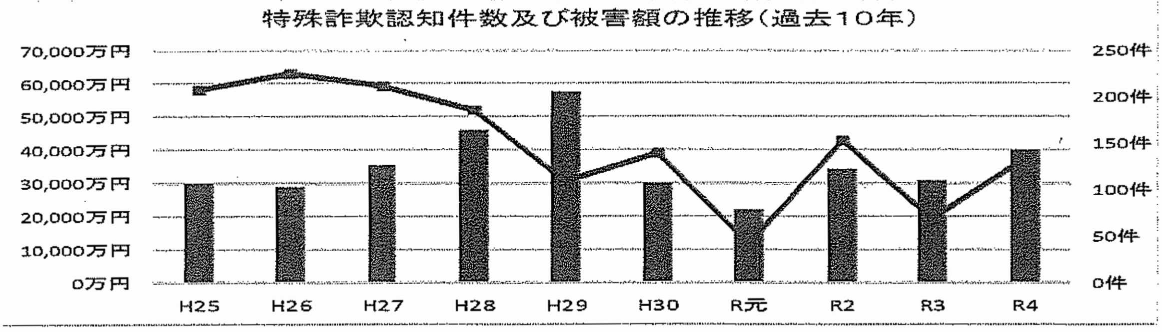

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	前年比
認知件数	107件	103件	126件	164件	205件	107件	79件	122件	110件	142件	32件
高齢者被害件数	82件	69件	89件	121件	85件	55件	51件	94件	90件	115件	25件
高齢者被害割合	76.6%	67.0%	70.6%	73.8%	41.5%	51.4%	64.6%	77.0%	81.8%	81.0%	-0.8P
被害額（万円）	57,880万円	63,140万円	59,280万円	51,960万円	30,550万円	38,960万円	11,840万円	42,820万円	19,250万円	37,630万円	18,380万円

(2)　対策

ア　巡回連絡を通じた高齢者世帯に対する注意喚起や自動通話録音警告機等の利用促進

イ　高齢者と接する機会の多い事業者（宅食事業者、乳製品配達事業者等）と連携した広報啓発の実施

ウ　金融機関と共同した注意喚起広報の実施及び特殊詐欺被害防止対策会議の開催等水際対策の強化

資料３

交番・駐在所の建替整備の推進と再編整備に係る基本方針等の公表

1　建替整備の推進

(1)　令和４年度

駐在所の建替整備（５施設）

昼生（亀山）・宮本（伊勢）・南海（伊勢）・新鹿（熊野）・平田（伊賀）

(2)　令和５年度（予定）

ア　駐在所の建替整備（３施設）

石榑（いなべ）・大三（津南）・有田（伊勢）

イ　駐在所の長寿命化（３施設）

県（四日市西）・粥見（松阪）・栃原（大台）

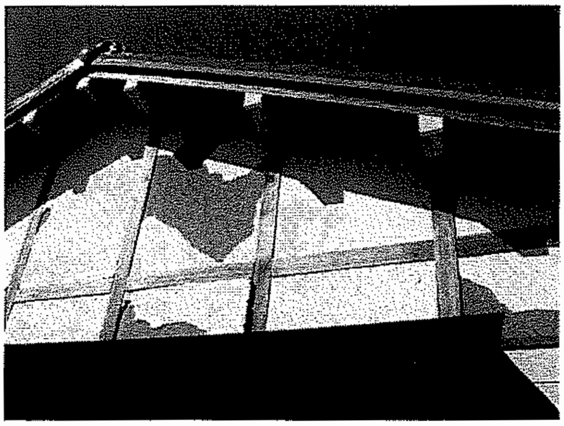

【有田駐在所の外観、外壁の剥がれ】

2　再編整備に係る基本方針等の公表

施設の現況や再編整備に関する基本方針を公表することで、再編整備の必要性や再編整備後の治安維持対策等について県民の皆様に理解を深めていただき、施設の整備をより適切かつ円滑に推進します。

(1)　交番・駐在所の現況

ア　全警察署（18施設）の経過年数

イ　全交番・駐在所（196施設）を経過年数に応じて分類した一覧表

(2)　交番・駐在所の再編整備に係る基本方針

ア　基本方針の策定目的

イ　地域警察官の役割と交番・駐在所勤務

ウ　駐在所勤務の現状

エ　交番・駐在所の再編整備による現場執行力の維持・向上

オ　再編整備をする施設の選定

カ　再編後の対策（例）

キ　再編後の地域の声

ク　交番・駐在所の再編整備に係る基本方針Ｑ＆Ａ

(3)　公表の方法

令和５年２月27日、三重県警察ホームページ「警察からのお知らせ」に掲載

同日、報道発表を実施

交番・駐在所の現況

令和４年10月１日 現在

警察署		桑名	いなべ	四北	四南	四西	亀山	鈴鹿	津	津南	松阪	大台	伊勢	鳥羽	尾鷲	熊野	紀宝	伊賀	名張	合計	
	経年	50	38	5	16	31	40	20	25	34	13	57	42	12	53	47	46	48	26		
A群 築41年以上	交番										松阪駅前		二見	大王幹部	紀伊長島幹部					5	17
														鳥羽駅前							
	駐在所							久間田		ハツ山	射和		麻加江	答志	三野瀬	新鹿				12	
											西黒部			国府							
											西外城田			甲賀							
														越賀							
B群 築40～36年	交番	馬道					江ヶ室	旭が丘	大門						尾鷲駅前				つつじが丘	7	23
									岩田橋												
	駐在所						昼生	庄野	安西	大三	相可	七保	南海					島ヶ原		16	
								伊船		太郎生	大河内		宮本					平田			
								庄内					有田					神戸			
C群 築35～31年	交番			大矢知	楠						飯高幹部			阿児町					名張駅前	6	25
														磯部町							
	駐在所	多度	石榑			保々			椋本	庄田			大湊	鵜方			市木	柘植		19	
		木曽岬町							高野尾				神原				神志山	猿野			
		伊曽島							神戸												
		御衣野																			
		楠																			
		長島																			
D群 築30～26年	交番				諏訪				津新町駅前	美杉幹部			曽禰町				成川			8	30
					常磐					久居駅前											
					四日市橋																
	駐在所		三里		小山田	県	野登			川合	佐奈	栃原	棚橋		相賀	泊		西柘植	錦生	22	
					神前					大井	柿野	滝原	豊浜								
										榊原	粥見	大杉谷									
										奥津		大内山									
E群 築25～21年	交番			阿倉川			関		津駅前		愛宕町								桔梗が丘	6	17
				川越																	
	駐在所						川崎	若松		家城	松尾		神社	長岡	島勝	飛鳥		玉滝		11	
													脇出					花垣			
F群 築20～16年	交番	内堀	東員		四郷			平田	一身田	南郊	川井町		宇治					ゆめが丘	青山町駅前	16	25
		桑名駅前						神戸			明和										
								鈴鹿南部			嬉野										
											久保										
	駐在所	深谷				朝上			美里	香良洲		錦	鼓野		船津			河合		9	
									曽根												
G群 築15～11年	交番	大山田		三重	内部	菰野		白子	河芸町				小俣町							9	31
				川越富洲原	日永																
	駐在所		阿下喜	下野		桜			東観	高岡	香肌	荻原	宿田曽	浜島	引本	神川	相野谷	壬生野		22	
			藤原			水沢			櫛形	倭	勢和		五ヶ所				阿田和				
									片田								尾呂志				
H群 築10年以下	交番			朝日									南島幹部					丸の内		3	28
	駐在所	久米	治田		川島			石薬師		川口	小野江		田丸	和具	三木里	有馬	紀和		赤目	25	
			梅戸井					椿			櫛田		村松	安乗		五郷					
			十社					加佐登			多気					金山					
											大石										
											東黒部										
											天白										

	桑名	いなべ	四北	四南	四西	亀山	鈴鹿	津	津南	松阪	大台	伊勢	鳥羽	尾鷲	熊野	紀宝	伊賀	名張	合計
交番	4	1	6	7	1	2	5	6	3	7	0	5	4	2	0	1	2	4	60
駐在所	8	7	1	3	5	3	8	9	13	17	7	15	9	6	7	6	10	2	136
合計	12	8	7	10	6	5	13	15	16	24	7	20	13	8	7	7	12	6	196

※ 施設の経年は、4月1日に更新しています。

交番・駐在所の再編整備に係る基本方針

令和５年２月

三重県警察本部地域部地域課

1　基本方針の策定目的

社会環境の急激な変化

- 人口減少、急速な高齢化
- サイバー空間の安全の確保
- 道路環境の整備による生活圏の拡大
- 通信環境の変化（携帯電話・スマホ）

治安情勢の変化

- 事件事故の減少
- 特殊詐欺、サイバー犯罪、ストーカー・ＤＶ、児童虐待等の新たな犯罪の増加

こうした変化を踏まえて・・・

老朽化した交番・駐在所の建替整備、再編整備を推進し、交番・駐在所を持続的に機能させます！

警察官の適正配置を図ることで治安情勢に的確に対応し、県民の安全・安心を確保します！

2　地域警察の役割と交番・駐在所勤務

⑴　地域警察の任務

交番・駐在所に勤務する警察官は、地域住民の意見・要望に応え、パトロールや巡回連絡等を通じて、地域の実態を把握した活動を行うとともに、あらゆる警察事象に即応する活動を行っています。

⑵　交番・駐在所勤務

- 交番
  勤務員による24時間勤務（三交替制）を行います。
  日中は相談員が在所しています。
- 駐在所
  原則、勤務員が施設に居住し駐在制勤務（8:30～17:15）を行います。

3　駐在所勤務の現状

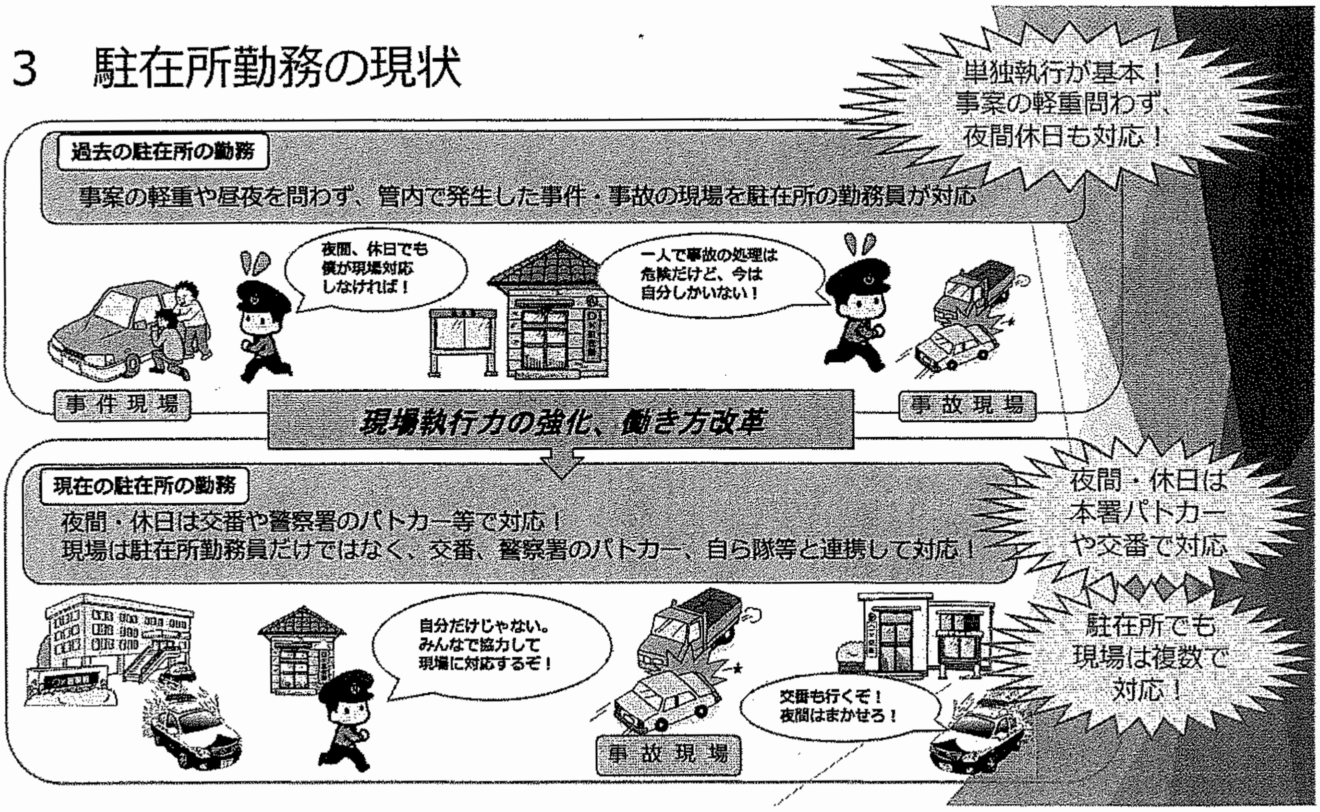

4　交番・駐在所の再編整備による現場執行力の維持・向上

A駐在所を廃止し、B交番との再編整備を実施した場合の一例

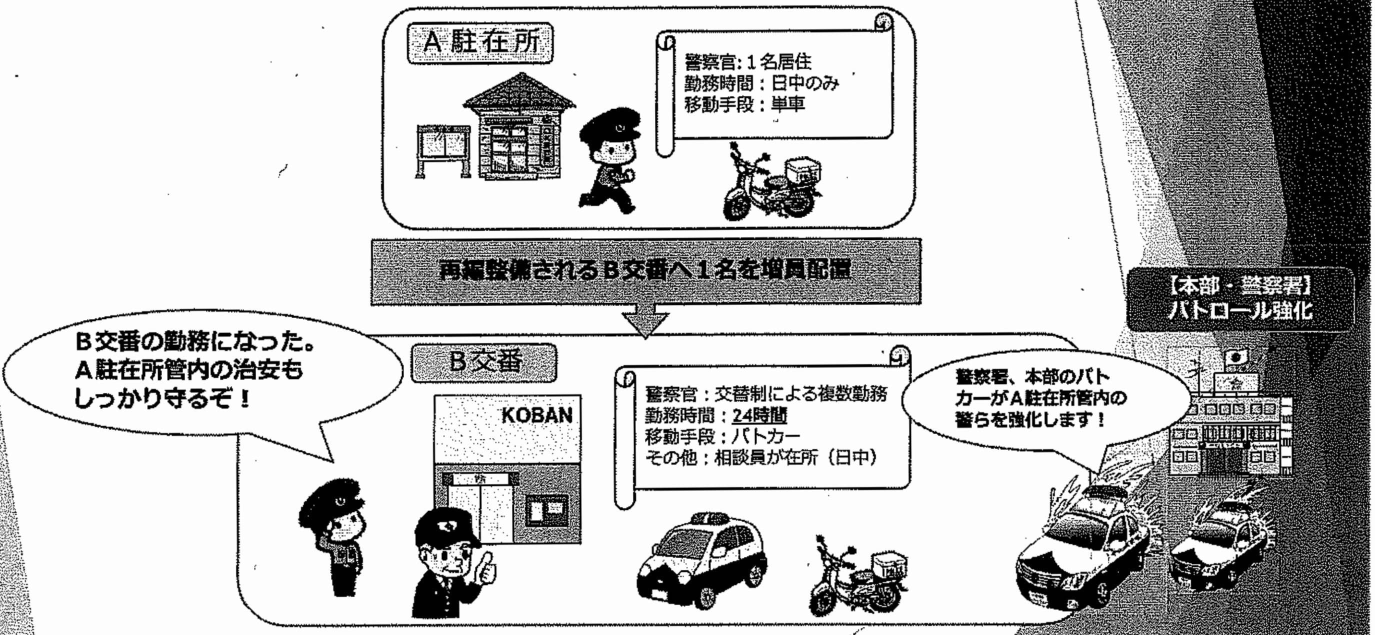

5　再編整備をする施設の選定

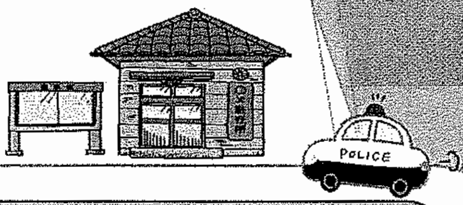

①　建築後の経過年数を目安にして、施設の状況に応じて整備の必要性がある施設の検討を進めます。

②　①の検討結果を踏まえ、

・　管轄地域の昼夜の人口、世帯数、面積、行政区画、事件又は事故の発生状況のほか

・　管内人口（将来人口）

・　隣接の警察施設までの距離（特に警察署からの距離）

・　施設の老朽化の程度

等を総合的に勘案し、地域住民の安全・安心の確保を最優先に位置付けるとともに、地域住民の利便性を丁寧に検討して、建替整備、リフォーム、再編整備を決定します。

6　再編後の対策（例）

再編整備を実施した場合も、以下の対策を実施することで
変わらずに地域の安全・安心を確保します！

- 治安情勢を踏まえ、再編先の交番等への警察官の増員配置
- 再編された駐在所の管轄地域に対するパトロールや駐留警戒の実施
- 公民館等の公共施設への立ち寄り活動による安心感の醸成
- 警察本部自動車警ら隊によるパトロールの強化
- 地域住民の利便性を考慮した移動交番車の効果的な運用

7　再編後の地域の声

再編整備を実施した地域の皆さんから、次のような声をいただきました。

①　好意的な御意見

○　統合先の駐在所員が積極的に活動してくれて非常に助かっている。
○　旧駐在所前で交通取締りをしてもらっており、ありがたい。
○　統合後も交番の人が地域の会合に出席してくれて、ありがたく思っている。
○　パトカーが巡回するのをよく見かけるようになり感謝している
○　統合後もしっかりパトロールしてもらっている。
○　交番と統合されて夜間の警戒力が上がり嬉しい。

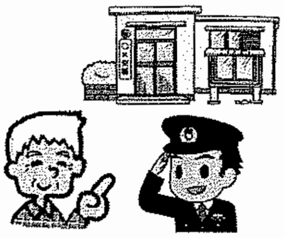

②　消極的な御意見

○　駐在所がなくなって寂しい。
○　近くの警察施設がなくなり、治安に対する不安を感じる。

8　交番・駐在所の再編整備に係る基本方針Q＆A

Q 駐在所がなくなると、地区を担当してもらう警察官がいなくなるのでは？

A 再編先の交番・駐在所員が引き続き担当するため、これまでと変わらず、巡回連絡や各種活動を行います。

Q 再編せずに駐在所に警察官を増やして、複数勤務にすれば執行力の向上になるのでは？

A 限られた警察官を効果的に運用するための措置ですので、ご理解いただきたいと思います。

Q 老朽化した施設は、全て再編整備されるのか？

A 老朽化した施設は、再編整備を検討します。警察官を効果的に運用することが可能となり、治安維持に資すると判断した場合は、再編整備を進めます。

Q 再編整備は、いつから始まるのか？

A 令和４年４月に４施設の再編整備を実施しており、今後も継続して再編整備等を検討していきます。

資料４

交通安全対策

1　令和４年中の交通事故情勢

○令和４年中の交通事故情勢は、死者数は60人で前年と比較して２人減少しましたが、人身事故件数、負傷者数は増加しました。

区　分	令和４年	令和３年	増　減	増減率
人身事故件数	2,917件	2,722件	195	7.2%
死亡事故件数	59件	59件	±0	±0%
死傷者数	3,698人	3,400人	298	8.8%
死　者　数	60人	62人	−2	−3.2%
負　傷　者　数	3,638人	3,338人	300	9.0%

○令和４年中の死亡事故（59件60人）の内訳を見ると、

①高齢死者が約７割

②歩行中及び自転車乗用中が約５割

③第一当事者の年齢層別では高齢運転者が約４割

という傾向が認められます。

死亡事故の特徴

◆　死亡事故　59件

○事故類型別

人対車両	21件	(±０件)
車両相互	19件	(−１件)
車両単独	17件	(−１件)

○道路形状別

交差点	21件	(−２件)
単路	32件	(−１件)

○原付以上第一当事者事故　52件

高齢運転者	23件	(　４件)
若年運転者	６件	(　１件)
飲酒運転	４件	(　３件)

◇　死者　60人

○高齢死者	41人(68.3%)	(　１人)
自動車乗車中	17人	(　３人)
二輪車乗車中	２人	(−４人)
自転車乗用中	５人	(±０人)
歩行中	17人	(　２人)
○交通弱者	29人(48.3%)	(−２人)
自転車乗用中	８人	(−２人)
歩行中	21人	(±０人)
うち夜間	13人	(−１人)
うち反射材着用	１人	
○自動車乗車中死者	25人	(　３人)
うちシートベルト非着用	８人	

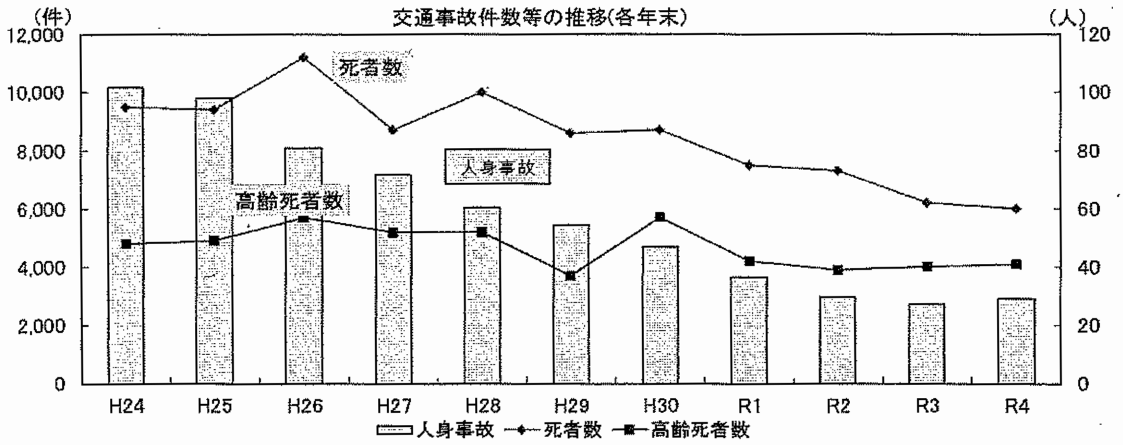

2　改正道路交通法の主な概要と警察の取組

(1)　令和４年５月１３日施行

○高齢運転者対策

高齢運転者対策として導入された、運転技能検査及びサポートカー限定免許制度については、令和４年末現在で、運転技能検査は1,041人が受検し、サポートカー限定免許の申請は１件でした。

運転技能検査実施状況

区分	75歳以上の更新対象者	対象者数	受検者数	合格者数	合格率
施行～R4末現在	37,896人	1,448人	1,041人	978人	93.9%

警察では、高齢運転者対策として、引き続き本制度を効果的に運用するとともに、自治体等と連携し、運転免許証を自主返納しやすい環境整備を進めます。

(2)　令和５年４月１日施行予定

○自転車ヘルメットの努力義務

現行の道路交通法では、13歳未満の子供が自転車に乗る場合、保護者がヘルメットをかぶらせる努力義務となっていますが、今回の改正で自転車に乗る全ての人に着用する努力義務が加わります。

県内の自転車関連の人身事故を年齢層別で見てみると、高齢者に次いで、高校生が当事者となる事故が多く発生しています。

こうしたことから、将来、本格的に交通社会に参加することとなる高校生をセーフティバイシクルリーダーに委嘱し、自転車の安全利用を意識付ける活動を推進しています。

○遠隔操作型小型車（自動配送ロボット）の交通方法等

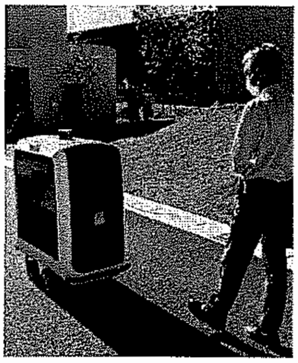

自動配送ロボットとは、原動機を用いて自律的に走行させるシステムを有し、人や物の運送に供するロボットを指します。

通行場所は歩行者と同じで、運行させる場合は、公安委員会への届出が必要となります。

警察官等は、危険防止のため、停止、移動させることができるほか、使用者が法令に違反したときは、必要な指示を行うことができます。

(3)　令和５年７月１日施行に向けて準備が進められているもの

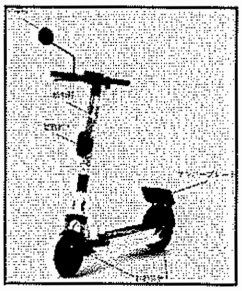

○電動キックボード等の交通方法等

電動キックボード等については、現行法上、原動機付自転車と区分されていますが、性能上の最高速度が自転車と同程度であるなど一定の要件を満たす場合は、

○運転免許を要しない

○16歳未満の者の運転を禁止する

○ヘルメットの着用は努力義務

となります。

警察では、道路交通法の改正により定められた電動キックボード等の交通ルールが県民に周知されるよう、積極的な広報啓発等を行うとともに、悪質・危険な違反行為に対する指導取締りを徹底することとしています。

資料５

Ｇ７三重・伊勢志摩交通大臣会合に向けた取組

１　概要

県警察では、Ｇ７三重・伊勢志摩交通大臣会合に伴う警備に万全を期するため、関連情報の収集・分析、警備計画策定のための関係施設等の実地踏査、部隊の対処能力向上、官民一体となったテロ対策等の取組を推進しています。

２　主な取組状況

(1)　部隊の対処能力向上

警護訓練や不審物件等処理訓練のほか、関係機関と連携した訓練の実施にも努めています。

【警護訓練】

【ＮＢＣテロ対策合同訓練】

(2)　官民一体となったテロ対策

ア　合同訓練・広報啓発活動

公共交通機関、大規模集客施設等と不審者対応・避難誘導、不審物件等処理に係る合同訓練を実施しているほか、広報啓発活動に取り組んでいます。

【不審者対応・避難誘導訓練】

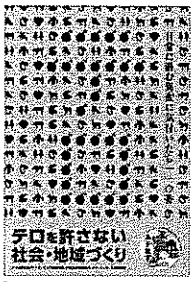

【ポスター・チラシ】

【マグネットシート】

イ　テロ対策総合アクト

総合警備訓練と合わせて、県版の「テロ対策三重パートナーシップ推進会議」と県内全ての警察署の地域版パートナーシップによるテロ対策パートナーシップ合同研修会を開催し、参画機関のテロ対策意識の高揚を図っています。

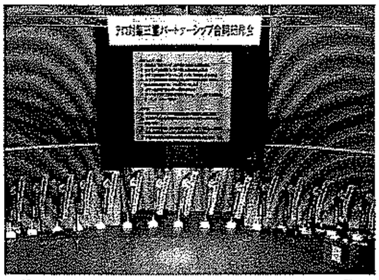

【有識者による講演】

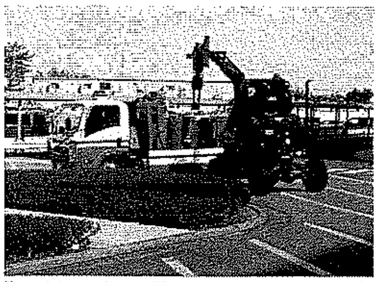

【総合警備訓練】

資料６

警察における働き方改革

「三重県警察における次世代育成支援と女性活躍推進のための取組計画」に基づき、全ての職員がその個性と能力を最大限に発揮して活躍できる職場環境づくりを推進しています。

１　仕事と生活の調和に向けた取組

職員の意識改革、業務の合理化、働く場所や時間の柔軟化を進め、時間外勤務の縮減、休暇の取得促進といった職員のワークライフバランスを推進しています。

【時間外勤務状況（職員１人当たり）】

年　　度	H29	H30	R１	R２	R３	R４(12末)
時間外勤務(時間)	177.3	165.3	157	163.4	161.5	119.9

※会計年度で算出。Ｒ４は12月末現在の数値。

【年次有給休暇取得状況（職員１人当たり）】

年　　中	H29	H30	R１	R２	R３	R４
年次有給休暇(日)	9.5	10.9	12.7	14.1	13.3	13.4

※暦年で算出。

２　子育てや介護と両立して活躍できる職場づくり

仕事と子育て・介護の両立を支援する制度を周知して、各種制度を利用しやすい雰囲気を醸成するとともに、育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰に向けた支援を行うなど、仕事と子育て・介護を両立して活躍できる職場づくりを推進しています。特に、男性職員の育児休業等の取得を一層促進するため、令和４年４月に取組計画を改正し、「男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の日数に育児休業をする期間を合わせ、おおむね１か月以上取得した割合を20%以上」の目標を設定し、推進したところ、令和４年度は12月末現在の目標に対する取得率が19.8%（前年比＋13.1P）となりました。

【男性職員の育児に関する休暇の完全取得率及び育児休業の目標に対する取得率】

年　　度	H29	H30	R１	R２	R３	R４(12末)
育児参加休暇(%)	－	－	18.8	77.9	97.8	81.1
配偶者出産休暇(%)	－	－	13.8	67.5	91.1	94.8
育児休業等(%)	0	1.1	1.3	2.6	6.7	19.8

※会計年度で算出。Ｒ４は12月末現在の数値。

３　女性の採用・登用の拡大とキャリア形成支援

女性警察官の採用を拡大し、全警察官に占める女性の割合は、令和４年４月１日時点で、12.1%（全国３位）となっています。女性専用の仮眠室やトイレ等の施設の充実を図るとともに、これまで女性職員の配置がなかったポストに積極的に女性職員を配置しているほか、個々の女性職員の能力や適性、家庭環境を踏まえた、最大限の活躍が期待できる適切な人事配置を推進しています。また、女性職員に適切なキャリアパスをイメージできるよう研修を開催するなどして、仕事に対するモチベーションの維持と昇任意欲の向上を図っています。

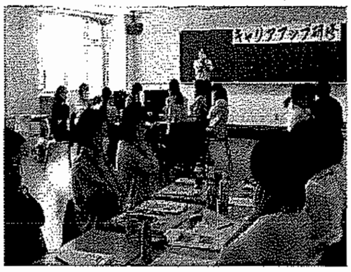

【キャリアアップ研修】